

西都原ガイドンスセンターこのはな館運営委員会設置規程

一般社団法人西都市観光協会

(目的)

第1条 西都原ガイドンスセンターこのはな館の運営方法等について検討・協議及び意見具申等を行うことを目的として、西都原ガイドンスセンターこのはな館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(委員構成及び委嘱)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる者で構成し、一般社団法人西都市観光協会（以下「観光協会」という。）会長が委嘱する。

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 総務企画委員会 | 1名 |
| (2) 西都市地場産業振興協議会 | 1名 |
| (3) 飲食店組合 | 1名 |
| (4) このはな館における委託販売者 | 4名 |
| (5) このはな館担当者 | 1名 |
| (6) 観光協会職員 | 1名 |
- 前項第4号の委員のうち少なくとも1名は観光協会の理事であること。
 - 運営委員会には委員長、副委員長及び書記を置く。
 - 委員長は委員の互選により選出する。
 - 副委員長は委員長が指名する。
 - 書記はこのはな館職員をもって充てる。
 - 運営委員会は、構成する委員の過半数の出席をもって成立する。
 - 運営委員会は、出席者の過半数をもって決定する。
 - 運営委員会には、必要に応じて西都市内を管轄する警察署及び保健所の担当者の同席又は意見を求めることができるものとする。
 - 運営委員会の事務局は観光協会に置く。

(職務)

- 第3条 委員長は、運営委員会を招集し、運営委員会を代表して会務を総括する。
- 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 委員長は運営委員会での協議結果等を観光協会会長に報告しなければならない。

(任期)

- 第4条 運営委員会の委員の及び役員の任期は2年間とする。ただし再任を妨げない。
- 役員が辞任した場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(運営委員会の役割)

第5条 運営委員会は次各号に定める事項について協議・検討及び審査等を行う。

- (1) 西都原ガイダンスセンターの機能向上や経営安定化等に関して必要な事項
- (2) 西都原ガイダンスセンターふるさと紹介コーナー（以下「ふるさとコーナー」という。）の機能向上のために必要な事項
 - ① ふるさとコーナーにおいて委託販売を希望する者の資格要件の審査
 - ② ふるさとコーナーにおいて委託販売を希望する商品の販売の可否等の審査
 - ③ その他、ふるさとコーナーにおける諸課題等に関する助言、指導及び勧告等
- (3) 西都原ガイダンスセンターにおける特別期間中の対面販売に関して必要な事項
 - ① 出店申請者の公募及び許可に関する審査
 - ② 出店期間内での出店日の設定
 - ③ 出店許可数の決定
 - ④ 出店場所の決定
 - ⑤ 出店料の決定
 - ⑥ 出店期間中の出店に関する諸問題に対する対応
- (4) その他、運営委員会が必要と認める事項

(理事会への報告)

第6条 運営委員会での決定事項については、理事会に報告するものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、運営委員会において協議の上、別途定める。

附 則

この規程は令和4年3月1日から施行する。